

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日（火）第 93 号の 15



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則 (※)	(人事課取扱い) 1
○鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (※)	(人事課取扱い) 5
訓 令	
○鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令 (※)	(人事課取扱い) 6
○鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令 (※)	(人事課取扱い) 13

規 則

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第39号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第74号）の一部を次のように改正する。

表中「保健医療福祉課，健康増進課，障害福祉課」を「保健医療福祉課，医師・看護人材課，健康増進課，障害福祉課」に，「国民健康保険課」を「医師・看護人材課，国民健康保険課」に改める。

(職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 管理職手当の額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 前条に規定する職を占める職員に適用される給料表の別並びに同条に規定する職及び当該職員の属する職務の級に応じ，別表第 5 に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（次号において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（次号において「算出率」という。）を，同法第18条第 1 項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし，その額に 1 円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額)

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 前条に規定する職を占める職員に適用される給料表の別並びに同条に規定する職及び当該職員の属する職務の級に応じ、別表第6に定める額（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

別表第1の2中「知事が指定する参事」を「医療審議監
知事が指定する参事」に、「教育委員会が指定する参事」を「副教育長
教育委員会が指定する参事」に改める。

別表第2中「総務部男女共同参画局次長」を「総務部男女共同参画局次長
観光対策監」に、「かごしま県民交流センター副館長」を「奄美群島振興開発総括監
かごしま県民交流センター副館長」に、「歴史資料センター黎明館副館長」を「歴史・美術センター黎明館副館長」に、「水産技術開発センター所長」を「水産技術開発センター所長
大隅加工技術研究センター所長」に、「教育次長」を「教育次長
生徒指導総括監」に改める。

別表第3中「本庁課長相当の職に格付けされている総括秘書官
人事調整監」を「知事秘書監」に、「集落活性化推進監
PR推進監」を「集落活性化推進監」に、「産業支援対策監」を「産業支援対策監
ベトナム人材受入推進監」に、「港湾対策監」を「港湾対策監
空港対策監」に、

青少年研修センター	所長 次長	を
霧島自然ふれあいセンター	所長	

青少年研修センター	所長 次長	に改
-----------	----------	----

める。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第3条関係）

海事職給料表

職	職務の級	管理職手当の額
別表第3に掲げる職	6級	57,000円
	5級	52,200円
別表第4に掲げる職	6級	42,800円
	5級	39,200円

(鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第3条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の114以上100分の195」を「100分の111.5以上100分の190」に、「100分の136以上100分の235」を「100分の133.5以上100分の230」に改め、同項第2号中「100分の105以上100分の114」を「100分の102.5以上100分の111.5」に、「100分の125以上100分の136」を「100分の122.5以上100分の133.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の96」を「100分の93.5」に、「100分の116」を「100分の113.5」に改める。

(鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第 4 条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	和泊町	大島支庁沖永良部事務所 大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課和泊町駐在機関 鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所和泊町駐在機関	を
	和泊町	大島支庁沖永良部事務所 大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課和泊町駐在機関 鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所和泊町駐在機関	
」	知名町	大島支庁総務企画部知名町駐在機関	に改

める。

（鹿児島県職員の住居手当支給規則の一部改正）

第 5 条 鹿児島県職員の住居手当支給規則（昭和50年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 の 3 中 「12,000円」 を 「16,000円」 に改める。

附則第 2 項 を 次の よう に 改める。

（令和 5 年 4 月 1 日における届出の特例）

- 2 令和 5 年 3 月 31 日において鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年鹿児島県条例第18号。以下「改正条例」という。）附則第 4 項の規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年 4 月 1 日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第10条の 5 第 1 項各号に該当することとなるものについては、令和 2 年 3 月 31 日において支給されていた住居手当に係る第 6 条第 1 項の規定により行われた届出（附則第 7 項において準用する第 6 条第 1 項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和 5 年 4 月 1 日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附則に次の 6 項を加える。

（適用除外職員）

- 3 改正条例附則第 4 項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 改正条例第 2 条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第10条の 5 第 1 項第 1 号に該当していた職員であつて、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
 - ア 条例第10条の 5 の規定を適用するとしたならば新たに同条第 1 項第 3 号に該当することとなる職員
 - イ 旧条例第10条の 5 の規定を適用するとしたならば同条第 1 項第 1 号に該当しないこととなる職員
 - (2) 施行日の前日において旧条例第10条の 5 第 1 項第 3 号に該当していた職員であつて、条例第10条の 5 の規定を適用するとしたならば新たに同条第 1 項第 1 号に該当することとなる職員
 - (3) 施行日の前日において旧条例第10条の 5 第 1 項各号のいずれにも該当していた職員であつて、同条の規定を適用するとしたならば同条第 1 項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員
 - (4) 改正条例附則第 4 項に規定する旧手当額が1,000円以下となる職員
 - (5) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として知事が人事委員会と協議して定める職員（家賃の月額に変更があつた場合の旧手当額）

4 改正条例附則第 4 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として旧条例第 10 条の 5 第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第 4 項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となつた家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第 3 号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額

(3) 施行日の前日において旧条例第 10 条の 5 第 1 項各号のいずれにも該当していた場合
知事が人事委員会と協議して定める額
(確認及び決定)

5 任命権者は、施行日の前日に旧条例第 10 条の 5 の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和 2 年 3 月 2 日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を第 7 条第 2 項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例附則第 4 項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。
(支給の始期及び終期)

6 改正条例附則第 4 項の規定による住居手当の支給は、令和 2 年 4 月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和 5 年 3 月のいずれか早い月をもつて終わる。
(準用)

7 第 6 条から第 10 条まで（第 9 条第 1 項を除く。）の規定は、改正条例附則第 4 項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「新たに条例第 10 条の 5 第 1 項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年鹿児島県条例第 18 号）附則第 4 項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住している住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、第 7 条第 1 項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第 2 項中「前項」とあるのは「前項又は附則第 5 項」と、第 9 条第 2 項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(雑則)

8 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、改正条例附則第 4 項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、知事が人事委員会と協議して定める。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 6 条 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 60 年鹿児島県規則第 67 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表 4 級の項中「知事秘書官」を「知事秘書官（4 級）」に改め、同表 5 級の

「技術補佐（5 級）」を 総括秘書官 に、 「参事付（5 級）」を「参事付（5 級）」に改め、同表 6 級の項中 総括秘書官（5 級）」を「参事付（5 級）」に改め、同表 6 級の項中

「課長補佐（6 級）」を「課長補佐（6 級）」に改め、同表 8 級の項中「参事（8 級）」を

「参事（8 級）」に改める。
副教育長

別表第 1 イの表 4 級の項中 「室長」を「室長」に改める。
分場長

別表第 1 ウの表 4 級の項中 「課長（4 級）」を 「課長（4 級）」に改める。
医療審議監

別表第 1 エの表 6 級の項中「室長」を「室長（6 級）」に改め、同表 7 級の項中「監」を「室長（7 級）」

監
参事
」に改める。

別表第 1 オの表 6 級の項中「監」を「監
参事」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 40 号

鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則（平成 20 年鹿児島県規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を第 5 条とし、第 1 条の次に次の 3 条を加える。

（条例第 2 条第 3 号アウの知事が人事委員会と協議して定める非常勤職員）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号アウの知事が人事委員会と協議して定める非常勤職員は、1 年間当たりの勤務日の日数（採用する日又は任期を更新する日において定められている任期における勤務日の日数に 365 を乗じたものを当該任期の日数で除して得た日数（その日数に 1 日未満の端数を生じたときは、これを切り上げた日数）をいう。第 6 条において同じ。）が 121 日以上である者とする。

（条例第 2 条の 3 第 3 号イの知事が人事委員会と協議して定める場合）

第 3 条 条例第 2 条の 3 第 3 号イの知事が人事委員会と協議して定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第 2 条の 3 第 3 号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の 1 歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第 2 条の 3 第 3 号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の 1 歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である場合又は産後 8 週間を経過しない場合

2 前項各号に掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点

において判明している事情に基づき行うものとする。

(条例第 2 条の 4 第 2 号の知事が人事委員会と協議して定める場合)

第 4 条 前条の規定は、条例第 2 条の 4 第 2 号の知事が人事委員会と協議して定める場合について準用する。この場合において、前条第 1 項中「1 歳到達日」とあるのは、「1 歳 6 か月到達日」と読み替えるものとする。

本則に次の 1 条を加える。

(条例第 28 条第 2 号イの知事が人事委員会と協議して定める非常勤職員)

第 6 条 条例第 28 条第 2 号イの知事が人事委員会と協議して定める非常勤職員は、1 年間当たりの勤務日の日数が 121 日以上である者であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿 児 島 県 訓 令 第 4 号

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る 。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 (昭 和 35 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 25 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 第 1 項 の 表 中 「 総 務 部 長 」 を 「 部 等 の 長 (出 納 局 に あ つ て は 、 出 納 局 長) 」 に 、 「 人 事 課 長 」 を 「 所 属 長 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「 人 事 課 長 」 の 次 に 「 (非 常 勤 職 員 (鹿 児 島 県 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 (平 成 7 年 鹿 児 島 県 条 例 第 4 号 。 以 下 「 勤 務 時 間 条 例 」 と い う 。) 第 2 条 第 3 項 に 規 定 す る 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 を 除 く 。 以 下 同 じ 。) に あ つ て は 、 所 属 長) 」 を 加 え る 。

第 7 条 第 1 項 中 「 掲 げ る 事 実 」 の 次 に 「 (非 常 勤 職 員 に あ つ て は 、 第 1 号 に 掲 げ る 事 実 に 限 る 。) 」 を 加 え る 。

第 8 条 中 「 鹿 児 島 県 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 (平 成 7 年 鹿 児 島 県 条 例 第 4 号 。 以 下 「 勤 務 時 間 条 例 」 と い う 。) 及 び 」 を 「 勤 務 時 間 条 例 」 に 、 「 勤 務 時 間 規 則 」 を 「 常 勤 職 員 規 則 」 と い う 。) 及 び 鹿 児 島 県 非 常 勤 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 規 程 (令 和 2 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 3 号 。 以 下 「 非 常 勤 職 員 規 程 」 に 改 め る 。

第 9 条 第 2 項 を 同 条 第 3 項 と し 、 同 条 第 1 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 非 常 勤 職 員 は 、 正 規 の 勤 務 時 間 に 勤 務 す る た め 登 庁 し た 場 合 は 、 直 ち に 自 ら 非 常 勤 職 員 出 勤 簿 (別 記 第 5 号 様 式) に 押 印 し な け れ ば な ら ない 。

第 11 条 の 2 第 1 項 中 「 含 む 。) 」 の 次 に 「 及 び 非 常 勤 職 員 規 程 第 10 条 又 は 第 13 条 (こ れ ら の 規 定 を 非 常 勤 職 員 規 程 第 17 条 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) 」 を 加 え 、 同 条 第 2 項 中 「 勤 務 時 間 規 則 」 を 「 常 勤 職 員 規 則 」 に 、 「 又 は 第 8 条 の 7 第 3 項 」 を 「 若 し く は 第 8 条 の 7 第 3 項 」 に 改 め 、 「 含 む 。) 」 の 次 に 「 又 は 非 常 勤 職 員 規 程 第 12 条 第 3 項 若 し く は 第 15 条 第 3 項 (こ れ ら の 規 定 を 非 常 勤 職 員 規 程 第 17 条 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) 」 を 加 え る 。

第 11 条 の 3 第 1 項 及 び 第 2 項 中 「 勤 務 時 間 規 則 」 を 「 常 勤 職 員 規 則 」 に 改 め る 。

第 11 条 の 4 第 1 項 中 「 勤 務 時 間 規 則 第 9 条 第 2 項 」 を 「 常 勤 職 員 規 則 第 9 条 第 2 項 又 は 非 常 勤 職 員 規 程 第 20 条 第 4 項 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「 第 10 条 第 1 項 」 の 次 に 「 又 は 非 常 勤 職 員 規 程 第 20 条 第 1 項 」 を 加 え る 。

第 12 条 第 1 項 中 「 第 12 条 第 1 項 」 の 次 に 「 又 は 非 常 勤 職 員 規 程 第 22 条 第 1 項 」 を 、 「 年 次 有 給 休 暇 等 処 理 簿 」 の 次 に 「 (別 記 第 4 号 様 式) 」 を 加 え 、 同 条 第 3 項 中 「 以 内 」 の 次 に 「 (非 常 勤 職 員 規 程 第 3 条 第 1 項 に 規 定 す る 非 常 勤 職 員 に あ つ て は 、 そ の 勤 務 し な か つ た 日 か ら 勤 務 を 要 し ない 日 を 除 い て 3 日 を 経 過 す る 日 又 は そ の 勤 務 し な か つ た 日 か ら 1 週 間 を 経 過 す る 日 の い ず れ か 早 い 日 ま で) 」 を 加 え る 。

第 12 条 の 2 の 見 出 し を 「 (療 養 休 暇 等) 」 に 改 め 、 同 条 第 1 項 中 「 限 る 。 」 の 次 に 「) 又 は

非常勤職員規程第24条第2項第10号に規定する特別休暇（を，「「公務災害療養休暇」の次に「等」を加え，「公務災害療養休暇（延長）申請書」を「公務災害療養休暇等（延長）申請書」に改め，「通知書」の次に「（他の法令の規定による同様の書面を含む。）」を加え，同条第2項及び第3項中「公務災害療養休暇」の次に「等」を加える。

第12条の3第1項第1号中「勤務時間規則第14条第1項第3号」を「常勤職員規則第14条第1項第3号及び非常勤職員規程第24条第2項第12号」に改め，同項第1号の2中「勤務時間規則」を「常勤職員規則」に改め，同項第2号中「勤務時間規則第14条第1項第4号」を「常勤職員規則第14条第1項第4号及び非常勤職員規程第24条第1項第7号」に改め，同項第3号中「勤務時間規則第14条第1項第5号」を「常勤職員規則第14条第1項第5号及び非常勤職員規程第24条第2項第8号」に改め，同項第4号中「勤務時間規則」を「常勤職員規則」に改め，同項第5号中「勤務時間規則第14条第1項第7号」を「常勤職員規則第14条第1項第7号及び非常勤職員規程第24条第2項第1号」に改め，同項第6号中「勤務時間規則第14条第1項第8号」を「常勤職員規則第14条第1項第8号及び非常勤職員規程第24条第2項第2号」に改め，同項第7号中「勤務時間規則第14条第1項第9号」を「常勤職員規則第14条第1項第9号及び非常勤職員規程第24条第2項第3号」に改め，同項第8号から第8号の3までの規定中「勤務時間規則」を「常勤職員規則」に改め，同号の次に次の1号を加える。

(8)の3の2 非常勤職員規程第24条第2項第4号 子の看護休暇

第12条の3第1項第8号の4中「勤務時間規則第14条第1項第10号の4」を「常勤職員規則第14条第1項第10号の4及び非常勤職員規程第24条第2項第5号」に改め，同項第9号中「勤務時間規則第14条第1項第11号」を「常勤職員規則第14条第1項第11号及び非常勤職員規程第24条第1項第6号」に改め，同項第10号中「勤務時間規則」を「常勤職員規則」に改め，同項第11号中「勤務時間規則第14条第1項第13号」を「常勤職員規則第14条第1項第13号及び非常勤職員規程第24条第1項第8号」に改め，同項第11号の2中「勤務時間規則」を「常勤職員規則」に改め，同号の次に次の2号を加える。

(1)の3 非常勤職員規程第24条第2項第9号 妊産疾病休暇

(1)の4 非常勤職員規程第24条第2項第11号 私傷病休暇

第12条の3第1項第12号中「勤務時間規則」を「常勤職員規則」に改め，「まで」の次に「並びに非常勤職員規程第24条第1項第1号から第5号まで」を加える。

第12条の3第2項中「第14条第1項」の次に「並びに非常勤職員規程第24条第1項及び第2項（第6号，第7号及び第10号を除く。）」を加え，同項第3号中「看護休暇」の次に「又は子の看護休暇」を加え，同項に次の2号を加える。

(5) 妊産疾病休暇であるときは，職員は，保健指導又は健康診査に基づく指導事項を確認できる書類を提出しなければならない。

(6) 私傷病休暇であるときは，所属長は，当該職員の負傷又は疾病を確認できる書類の提出を求めることができる。

第12条の3第3項中「勤務時間規則第14条第1項第7号」を「常勤職員規則第14条第1項第7号又は非常勤職員規程第24条第2項第1号」に改め，同条第4項中「勤務時間規則第19条第3項」を「常勤職員規則第19条第3項又は非常勤職員規程第27条第3項」に改める。

第12条の4第1項中「規定する介護休暇」の次に「又は非常勤職員規程第24条第2項第6号に規定する特別休暇（以下「介護休暇」という。）」を加える。

第12条の5第1項中「規定する介護時間」の次に「又は非常勤職員規程第24条第2項第7号に規定する特別休暇（以下「介護時間」という。）」を加える。

第13条第2項第2号及び第3号中「勤務時間規則」を「常勤職員規則」に改める。

第14条第1項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。以下この条から第15条の8まで及び第20条において同じ。）」を加える。

第16条第1項中「及び」の次に「職員（第3項に規定する職員を除く。）の」を加え，同条に次の1項を加える。

3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員は，営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他の地位を兼ね，若しくは自ら営利企業を営み，又は報酬を得てその他の一切の事業若しくは事務に従事しようとするときは，営利企業従事等届（別記第10号様式の

2) を所属長に提出しなければならない。

第17条第1項中「勤務時間条例」の次に「(非常勤職員にあつては、非常勤職員規程)」を加える。

第21条中「場合」の次に「(非常勤職員にあつては、休職、専従、育児休業又は退職の場合)」を加える。

第22条第1項第1号中「年次有給休暇等処理簿」の次に「、非常勤職員出勤簿」を加え、同項第2号中「部分休業一部取消報告書」を「職員(非常勤職員を除く。)に係る部分休業一部取消報告書」に改め、同項第4号中「職員の転任」を「職員(非常勤職員を除く。)の転任」に改め、同条第2項ただし書中「届出を」の次に「、第12条の4第3項の規定により同条第2項の規定による請求を」を加える。

第24条第1項中「勤務時間規則第7条の3第1項」を「常勤職員規則第7条の3第1項又は非常勤職員規程第9条第1項」に改める。

別記第4号様式中「第12条」の次に「、第17条」を加え、

「

当 年 に 発 生 し た 日 数
前 年 から 繰 り 越 し た 日 数

」を「

当 年 (度) に 発 生 し た 日 数
前 年 (度) から 繰 り 越 し た 日 数

」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第 5 号 様 式 (第 9 条, 第 22 条 関 係)

非 常 勤 職 員 出 勤 簿

所 属		職		氏 名		任 用 期 間	～
-----	--	---	--	-----	--	------------	---

(年 月)

日	押 印	備 考	無 給 休 暇		日	押 印	備 考	無 給 休 暇	
			無 給 休 暇	欠 勤				無 給 休 暇	欠 勤
1					17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16					計				

- 注 1 正 規 の 勤 務 時 間 に 勤 務 す る た め 登 庁 し た 場 合 は, 直 ち に 自 ら 「押 印」 の 欄 に 押 印 す る こ と。
 2 勤 務 を 要 し な い 日 及 び 週 休 日 (振 替 等 に よ り, 新 た に 週 休 日 と な っ た 日 を 含 み, 新 た に 勤 務 日 と な っ た 日 を 除 く。) に つ い て は, 「押 印」 の 欄 を 斜 線 で 抹 消 し て お く こ と。
 3 出 張, 別 勤, 休 暇, 休 職 等 の た め 登 庁 し な か っ た 日 に つ い て は, 休 暇 の 承 認 簿 や 発 令 等 と 照 合 し た 上 で 「備 考」 の 欄 に そ の 内 容 を 記 入 す る こ と。無 給 休 暇 及 び 欠 勤 の 場 合 は, 「備 考」 の 欄 に 勤 務 し な か っ た 時 間 帯 を 記 入 し た 上 で, 「無 給 休 暇」 の 欄 又 は 「欠 勤」 の 欄 に 勤 務 を し な か っ た 時 間 (終 日 の 場 合 は 「1 日」) を 記 入 す る こ と。

別記第 5 号様式の 3 中

「
 次のとおり

{	<input type="checkbox"/> 養育
	<input type="checkbox"/> 介護

 のため

{	<input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限
	<input type="checkbox"/> 超過勤務の制限
	(勤務時間条例第 8 条の 2 <input type="checkbox"/> 第 2 項 <input type="checkbox"/> 第 3 項)

 を請求します。 を
 」

「
 次のとおり

{	<input type="checkbox"/> 養育
	<input type="checkbox"/> 介護

 のため

{	<input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限
	<input type="checkbox"/> 超過勤務の制限
	<input type="checkbox"/> 3 歳に満たない子に係るもの <input type="checkbox"/> 小学校就学の始期に達する までの子に係るもの

 を請求します。 に、
 」

「

2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有	{	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）又は産後 8 週間以内である	<input type="checkbox"/> 無	を
---------------------------	----------------------------	---	--	----------------------------	---

 」

「

2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有	{	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前 8 週間（非常勤職員にあつては、6 週間）（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）又は産後 8 週間以内である	<input type="checkbox"/> 無	に改
---------------------------	----------------------------	---	---	----------------------------	----

 」

め、同様式注 1 中「第 8 条の 4 第 1 項第 4 号」の次に「又は鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 12 条第 1 項第 4 号」を加える。

別記第 7 号様式中「公務災害療養休暇（延長）申請書」を「公務災害療養休暇等（延長）申請書」に、

「 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条の規定により、公務災害療養休暇（延長）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。 を
 」

「

{	<input type="checkbox"/> 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条
	<input type="checkbox"/> 鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 26 条

 の規定に
 に、「の
 より、公務災害療養休暇等（延長）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。
 」

写し」を「（他の法令の規定による同様の書面を含む。）の写し」に改める。

別記第 8 号様式注 3 中「看護休暇及び短期介護休暇」を「看護休暇、子の看護休暇、短期介護休暇及び私傷病休暇」に改める。

別記第 8 号様式の 2 の 3（裏面）注 3 及び別記第 8 号様式の 2 の 4 注 3 中「及び代休日」を「、代休日及び勤務を要しない日」に改める。

別記第 9 号様式の 3 注 1 中「第 8 条の 4 第 1 項第 4 号」の次に「又は鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 12 条第 1 項第 4 号」を加え、同様式注 2 中「満たない子」の次に「（非常勤職員にあつては、鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第 2 条の 3 各号に定める日前の子）」を、「第 14 条第 1 項第 8 号」の次に「又は鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 24 条第 2 項第 2 号」を加える。

別記第 9 号様式の 5 注 1 中「第 8 条の 4 第 1 項第 4 号」の次に「又は鹿児島県非常勤職員の

勤務時間、休暇等に関する規程第 12 条第 1 項第 4 号」を加える。

別記第 10 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第10号様式の2（第16条関係）

営利企業従事等届

鹿児島県知事 殿		年 月 日	
		所属 職名 氏名	
		印	
鹿児島県職員服務規程第16条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。			
事務の名称，地位等			
事務を行う場所			
事務の態様	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	事務の 具体的内容	
事務に従事する期間	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで		
事務に従事する時間	平均1年 日 1月 日 1日 時間 (時から 時まで) 週延べ時間 時間		
報酬又は収入	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 1月 円		
事務への従事が職務の遂行に与える影響			
その他現に従事している事務	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (事務の名称 場所 時間 報酬又は収入 円)		

注 営利企業その他全ての業務及び事務は、「事務」で表した。

附 則

- 1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県職員服務規程別記第 4 号様式、別記第 5 号様式の 3、別記第 7 号様式、別記第 8 号様式、別記第 8 号様式の 2 の 3、別記第 8 号様式の 2 の 4、別記第 9 号様式の 3 又は別記第 9 号様式の 5 の規定により作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県訓令第 5 号

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園 訓

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（平成 7 年鹿児島県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名中「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改める。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する職を占める職員（以下「特別職非常勤職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条及び第 3 条中「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。